

# 施工の現場から 産業用太陽光発電O&M

## エネルギービジョン

代表取締役  
奥山 恭之

第40回

### 「表面利回り」だけで決めず、健全経営を

太陽光発電所のメンテナンスとは直接関係ないが、発電所の購入サポートを行う中で、大変気になること

とがある。「表面利回り」のことだ。

●基準が曖昧な「発電所資産価値の目安」

現在、発電事業者が産業用太陽光発電所の購入を検討する際に「表面利回り10割以上」がひとつの目安となっている。表面利回りとは、発電所の価格に対していくら売電金額が得られるか、という表面的な収益性であり、計算が簡単なので多くの販売店が発電所の資産価値の目安として掲げている。

10割を切る案件は、足切りされて詳細にまで興味を含まない、など、



### 「ガイドライン」参照した慎重な事業性の検討が必須

太陽光3・小水力

持つてもらえない、という声も強い。そのため無理にでも10割以上になるように、数字を作ってしまう販売店もあるようだ。そもそも数字の根拠が曖昧で共通のルールがある訳ではない。例えば、もつとも基準となる発電所の価格でさえも、「土地代」や「連系工事負担金」、「フェンス」、「遠隔監視」、「防草シート」などを含めるのか、含まないのか、各社バラバラ。A社はすべて込みだが、B社は「土地代」は含まない、など、

さらには、発電量もいくつかの考え方があり。最近の低圧発電所では太陽光パネルの過積載は当たり前だが、中には「パネル発電量」÷「土地代・負担金」で計算すると表面利回りが7割の案件もあるのだ。

さらに、影の影響も無視してしまうケースもある。パネルの発電量を100とすると、ピークカットすると90に、影の影響で70・80にまで発電量が落ちる発電所は少なくない。そして分母となる発電所の価格を、本来100のところを、土地代や負担金などを外枠にして80ぐらいに見

●「当初見込みが外れる事業者続出の懸念」

つまり、本来の計算方法である「ピークカットなどを反映した実態の発電量から割り出した売電収入」÷「土地代・負担金」を繰込んだ発電所価格で計算すると表面利回りが7割の案件なのに、「ピークカットを反映しないパネル発電量から割り出した売電収入」÷「土地代・負担金」を外枠にした発電所価格で計算することによって、本来を上回る表面利回り、例えば12.5割ほどの案件となっていることもあり得る。この数字の見せ方は販売店のさじ加減ひとつでどうでもできてしまった。

「儲かると思ってた発電事業を始めたのに、実際には全然儲からない」と後から気づく事業者が、ここ2年ぐらいで激増するのでは？という心配がある。

売電単価が高かった時代ならば、収益性に多少の下振れがあったとしても、「それでも十分利益は取れる」と鷹揚に構えていられたが、1割時あたり18円や14円の時代では、そもそも言っていられないだろう。

そして利益が得られないければ、発電事業を継続するためのO&Mや再投資の費用を捻出できなくなるかもしれない。そうならないためにも、「太陽光発電事業の評価ガイド」や「事業計画策定ガイドライン」などの指針も参考にして発電事業としての健全性を高めていきたい。